

役員および役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人なるとかなる（以下、「当法人」という。）の役員および役職者の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当法人の役員および役職者に対して適用する。

2 本規程でいう役員とは、理事および監事のことを指し、役職者とは事務局の役職員をいう。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事会に
対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年4月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項
の有無及び内容について事務局長に申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 第3条および第4条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、総務担当と連携し
て申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事および監事である場合には事務局
長が（事務局長である場合にあっては理事会）協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告
を行った者に対して、本法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以
下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条および第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、
その内容を一覧にして総務担当が管理するものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

本規程は、令和4年12月1日から施行する。